労働災害を防止するために

―労働者の安全と健康の確保は事業主の責務です―

労働安全衛生法では、「事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。」（第３条）と規定し、労働者を使用する事業主には、労働災害の防止のための必要な対策を行う義務があります。

農業では環境の影響が強い等、他業種に比べると困難な面はありますが、悲惨な労働災害を少しでも減少させるため、積極的な労働災害防止対策の推進をお願いします。

１　農業での労働災害の発生状況

労働災害は、全産業では中長期的に見ると減少傾向にありますが、農業では増加している傾向にあり、特に八幡浜署管内では、全産業に占める農業の割合はこの 10 年で倍増し、防止対策が急務となっています。

●労働災害発生件数の推移　（八幡浜署管内・愛媛労働局、全産業・農業、休業４日以上）

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
八幡浜署	全産業	(3) 264	(5) 265	(2) 237	(3) 213	(5) 218	(2) 197	(4) 178	(4) 199	(2) 181	(3) 196
	農業	12	10	10	15	16	14	(1) 17	17	15	18
	割合	4.5%	3.8%	4.2%	7.0%	7.3%	7.1%	9.6%	8.5%	8.3%	9.2%
愛媛労働局	全産業	(23) 2060	(25) 1905	(28) 1797	(26) 1780	(27) 1709	(15) 1440	(19) 1537	(14) 1528	(16) 1560	(13) 1461
	農業	22	19	(1) 23	29	(1) 32	31	(1) 27	27	25	34
	割合	1.1%	1.0%	1.3%	1.6%	1.9%	2.2%	1.8%	1.8%	1.6%	2.3%

※カッコ内は死亡者の数で内数　割合は全産業に占める農業の割合　【労働者死傷病報告を集計】

図１　労働災害の推移（農業）

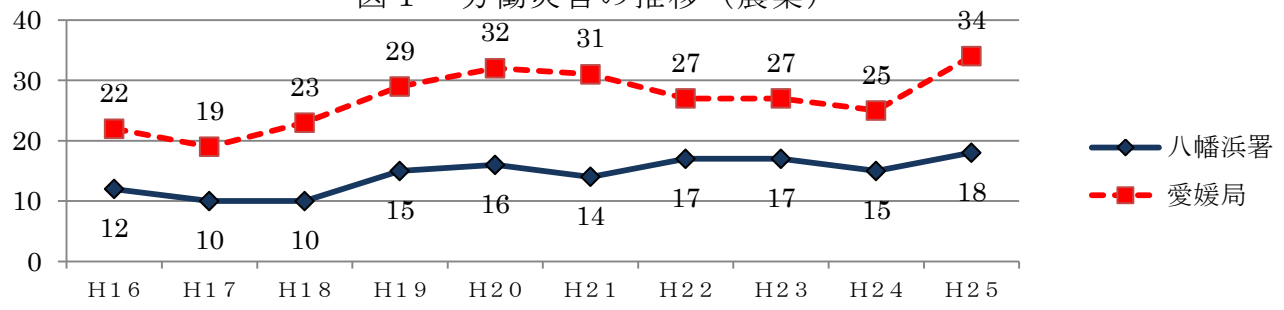

農業での労働災害発生状況を見ると、以下の特徴があります。

（以下　｛※　%｝は平成 25 年の八幡浜署全産業平均値を示す）

・事故の型（図２）では「墜落・転落」｛※19%｝、「転倒」｛※25%｝災害がそれぞれ３割以上発生し、併せて６５％になること。

・起因物別（図３）では、「環境等（主に地山や立木等）」｛※21%｝に起因する災害が５割を越えること。

・被災者の年齢別（図５）では「６０才以上」｛※22%｝が６４％と高率であること。

・事業場規模別（図７）では「１０人未満の規模」｛※35%｝が８９％と高率であること。

●農業における労働災害の状況　（平成 21 年～25 年発生の５年分を集計　単位%　八幡浜署管内）

図２　事故の型別発生状況

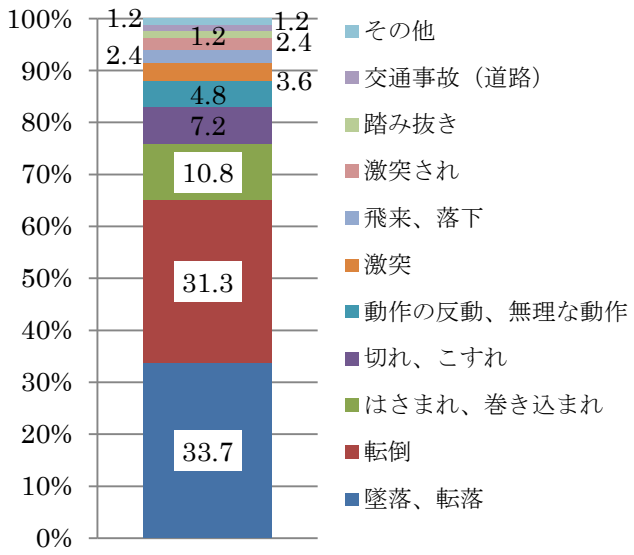

図３　起因物別発生状況

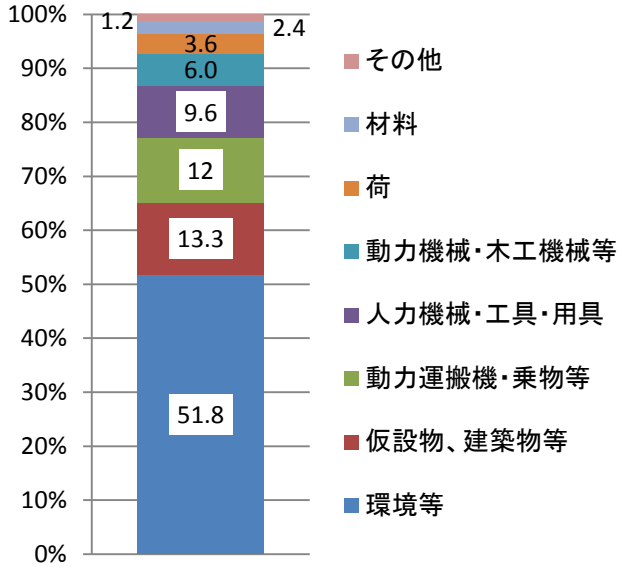

図4　休業見込日数別発生状況

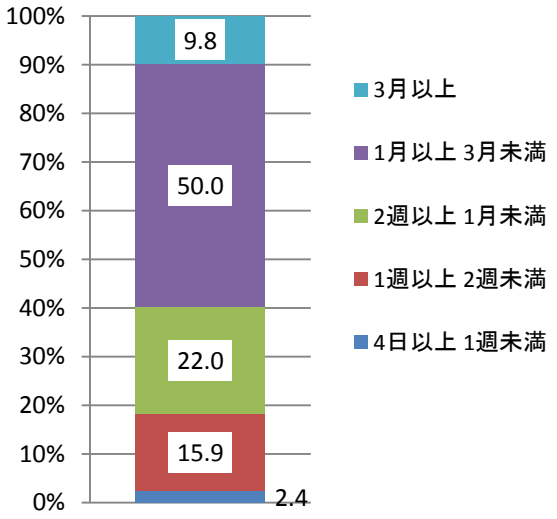

図5　年齢階層別発生状況

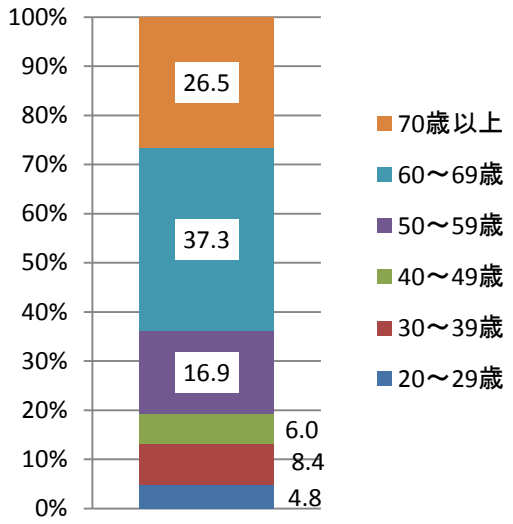

図６　傷病性質別発生状況

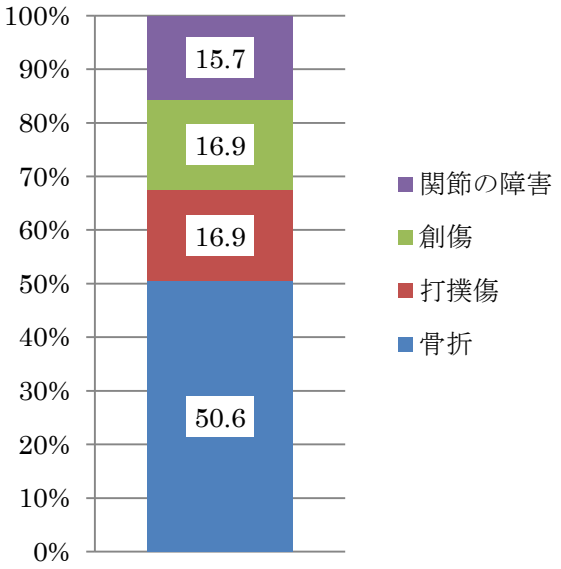

図７　事業場規模別発生状況

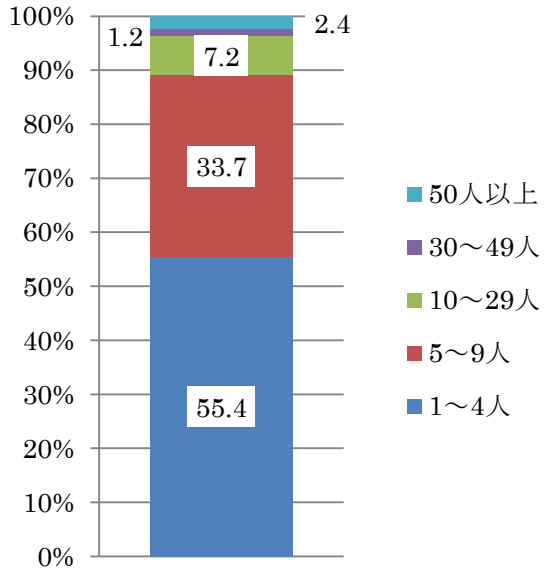

２　労働災害はなぜ発生するのか

労働災害の要因を分析した結果、「何らかの不安全な状態が原因にあるもの」「何らかの不安全な行動が原因にあるもの」はそれぞれ９割を超え、この２つがともにあるものは全体の８割を占めています。

労働災害は、「不安全な状態」（物的要因）と「不安全な行動」（人的要因）が接触した現象と説明されます。また、これらの要因は「安全衛生管理上の欠陥」が存在することにより生じていると考えます。

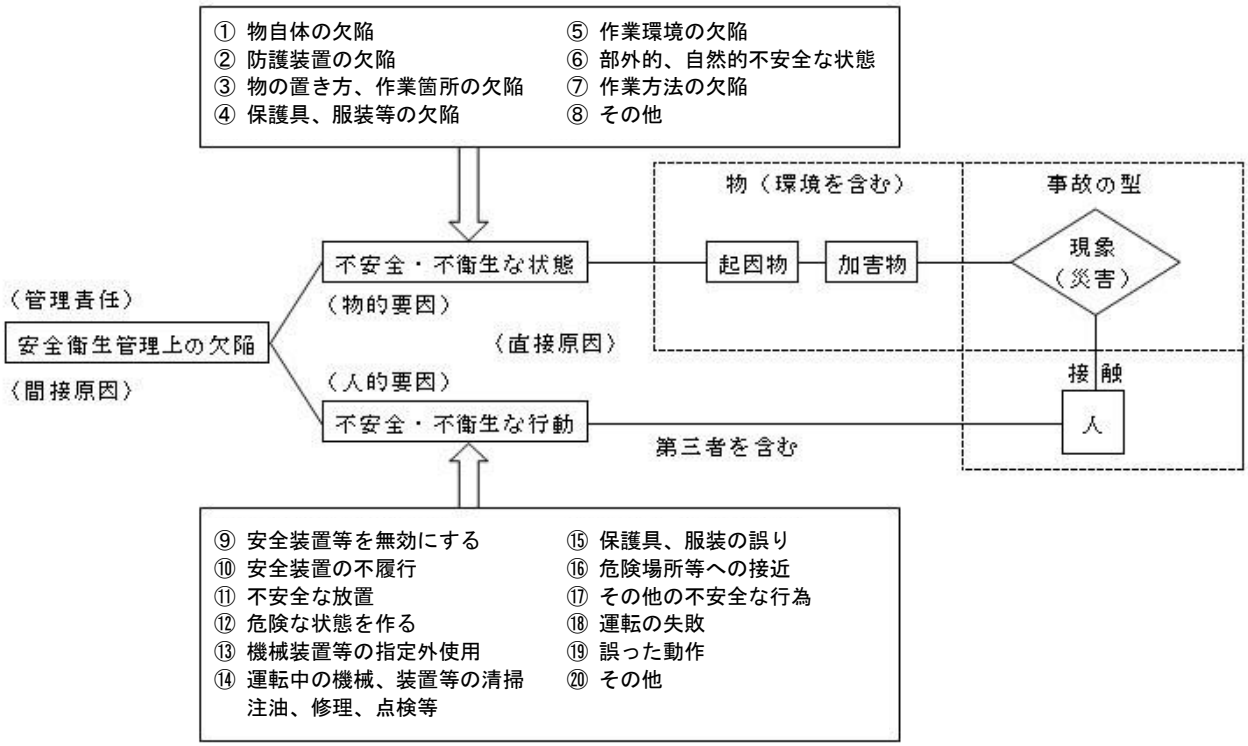

労働災害分析結果（建設業　平成 23 年分）を見ると、上記の要因分類で多いものは以下のとおりです。

不安全な状態　［事故等を起こしそうな、また、その要因を作り出した物理的な状態、もしくは環境。（組織（事業者側）としての欠陥（監督者の指示、作業手順の誤り等）を含む。）］

⑦ 作業方法の欠陥　52%（安全の不確認 24%、技術的・肉体的な無理 16%、作業手順の誤り 3%他）

⑥ 部外的、自然的不安全な状態　15%（物の置き方・作業場所の欠陥(部外の) 4%、自然の危険 4% 他）

③ 物の置き方、作業箇所の欠陥　4%（物の置き場所の不適切 1%、作業箇所の間隔・空間の不足 1% 他）

不安全な行動　［事故等を起こしそうな、また、その要因を作り出した労働者の行動］

⑰ その他の不安全な行為　29%（確認しないで次の動作をする 26%、飛び下り・飛びのり 1% 他）

⑲ 誤った動作　25%　（細分類なし）

⑯ 危険場所等への接近　7%（不安全な場所に乗る 1% 他）

労働災害は、「不安全な状態」「不安全な行動」の双方、又はその一方の要因を無くすことが出来れば、ほとんど発生しないことになります。農業の現実を見ると、「不安全な状態」の面では、傾斜地や段差、高所作業等危険な作業環境があり、また「不安全な行動」の面でも、人の注意力には限りがあって、いずれも完全に無くすことは困難です。しかし、作業現場に潜在している危険や、作業する労働者の意識に対して、労働災害防止対策を講じることで、これらの発生要因を減少させることは可能です。労働災害を防止するための活動は相乗的な効果を発揮します。作業現場から災害発生要因を減少させる視点で、事業主自らリーダーシップを発揮して労働災害防止対策を実施して下さい。

３　労働災害を防止する手法について

（1）　安全衛生教育の実施

労働者に不安全な行動を行わせないため、組織としてルールを徹底し、必要な知識を取得させるため「安全衛生教育」は重要です。

労働安全衛生法では、労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときには、次の事項について安全衛生教育の実施を義務付けています。（必要に応じ１～４の項目は省略可能）

１　機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
２　安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
３　作業手順に関すること。
４　作業開始時の点検に関すること。
５　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
６　整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
７　事故時等における応急措置及び退避に関すること。
８　前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

教育の効果は長期間継続するものではありません。月に一度、週に一度、作業開始前等に作業内容に合わせて、繰り返し実施することが重要です。次で紹介する安全衛生活動と併せて行うと効果的です。

「注意しろ」と言うだけでは事業主の責務を果たしたことにはなりません。安全な作業方法・作業手順を組み、労働者の安全衛生意識を高め、継続させる具体的な教育、指導、指示を行って下さい。

（2）　安全衛生活動の実施

労働者の安全な作業を定着させ、安全意識を高めるためには、日常的な安全衛生活動の実施が重要です。

製造業や建設業、林業等の現場で日常的に取り組まれている活動の一部を紹介します。

ミーティング

作業前にミーティングを実施することは、必要な作業指示を行うほかに、労働者の安全衛生意識高め、不安全な状態の解消、不安全な行動の防止のために重要です。また、労働者の健康状況の把握、作業意欲の喚起を図ることが出来ます。　特に「ＫＹ活動」を併せて実施することが効果的です。

ＫＹ活動　（「危険予知活動」　Ｋ＝危険、Ｙ＝予知）

作業の中にどんな危険が潜んでいるのか予知し対策を講じるもので、大きな効果を上げています。

次の４段階の手順で実施し、皆で検討して、ホワイトボード等に書き込み、復唱して行われます。

段階	問題解決の４段階	危険予知の４段階	危険予知の進め方
第一段階	危険な状況をつかむ	①どんな危険がひそんでいるか	・作業内容を説明する。（ｲﾗｽﾄ等活用） ・皆で危険要因と起きる現象(事故)を指摘する。（「～なので～になる」「～して～になる」と可能な限り指摘する。）
第二段階	危険原因の追及	②これが危険のポイントだ	・指摘された事項のうち、問題点だと思われる事項を絞り込む。（書き出した項目に〇を付ける）。特に重要なもの、１ないし２項目を絞り込む。（◎を付け、危険のポイントとする。）
第三段階	対策をたてる	③あなたならどうする	・危険のポイントに対し、どうしたら良いのか意見を出し合い、具体的で実行可能な対策を立てる。（各数項目程度） ・物理的な対策が必要なものは誰がどうするか決める。
第四段階	実行計画を決める	④私達はこうする	・対策のうち、実施すべき重点項目を選び出し、※印、アンダーラインをつけ、行動目標を決める。全員で指差し唱和する。 「～しよう　ヨシ！」

作業手順の決定

労働者に安全な作業を行わせるためには、正しい作業方法、手順を明示する必要があります。定型的な作業には、作業手順を書面にしてルール化することが効果的です。

作業手順書を作成する際に「リスクアセスメント」手法が取り入れられています。

リスクアセスメント

作業手順毎等のリスク(危険性)を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

表に「作業手順」「危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」「実施している防止対策」を書き出し、「リスク見積り（重篤度×可能性＝優先度(リスク)を数値化等)」を行います。リスク低減対策として「追加する安全対策」を記載して、「措置後のリスク見積もり（同前)」を検討し記載します。追加した措置を行うことでリスクを低減させます。

（参考：厚生労働省ホームページ→職場のあんぜんサイト→リスクアセスメント実施支援システム　他）

安全パトロール

作業場所が複数箇所に分散する場合には、安全な作業や労働災害を防止するための措置が行われているかどうか確認し、行われていない場合には改善を指示、改善を確認するため、安全パトロールの実施が重要です。

また、事業場のトップが労働災害防止対策に積極的に取り組んでいることを示すことにもなります。

その他の安全衛生活動

指差し呼称

作業の要所要所（危険ポイント等）で対象を見つめ、指をまっすぐに指して、確認すべきことを確認し、「〇〇ヨシ！」と呼称するものです。注意力を高め、確実に確認することを習慣づけることが出来ます。

ヒヤリ・ハット報告活動

作業中「ヒヤッ」としたり、「ハッ」としたことがあると思います。１件の重大事故のうらに２９件の軽傷事故、３００件の無傷事故がある（ハインリッヒの法則）と言われています。

労働者の体験したヒヤリ・ハット事例を書面で報告させ、労働者の危険に対する感性の向上を図るとともに、報告事例を災害防止対策に活用するものです。

些細だと思って人に言わずにそのままにしておくこと、単に不注意だと片付けることは重大な事故につながります。他の人がやっていたことも含めて、数多く報告の提出があり、対策や対応をとることが重要です。

４Ｓ活動　（整理・整頓・清掃・清潔の４つの頭文字）（躾を加えた５Ｓ活動も取り組まれている）

整理・整頓・清掃・清潔を徹底させるもので、転倒、転落災害防止等に効果を上げています。

〇整理：必要なものと不要なものを分け、不要なものを廃棄する。　〇整頓：必要な時に必要な物をすぐ取り出せるよう、分かりやすく安全に配置すること。　〇清掃：身の回り、作業場所のゴミ等を取り除くこと。　〇清潔：整理・整頓・清掃を繰り返し、環境を維持すること。

4　労働災害防止のための具体的な方法

(1)　墜落・転落災害の防止

墜　落　・　転　落　災　害　事　例　（平成２５年）		
年齢・性別	傷病名・休業見込	発　生　状　況
50 代・男性	肩腱板損傷 ３か月	脚立を使用して収穫作業中、手が届かないため木に登り、降りる際に足が滑り墜落した。
30 代・男性	足他骨折 ３か月	ビニールハウスのビニール張替作業中、バランスを崩し、足場(手すり無)から墜落した。
70 代・女性	足捻挫 ３週間	収穫中、脚立から枝に足をかけた時に枝が折れ転落した。
60 代・男性	打撲 １か月	収穫作業中、登っていた枝が折れて下の段畑まで３ｍ転落した。

- 高さが２ｍ以上の箇所で作業を行う場合で墜落の危険があるときは、足場（手すり等を設置）等により作業床を設ける。作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる。などの墜落を防止するための措置を行うことが法で義務付けられています。（労働安全衛生規則第 518 条他）
- 昇降する際は、専用の設備（足場、階段、はしご等）を設けましょう。
  1.5m以上の高さ(深さ)の場所へは昇降設備の設置が法で義務付けられています。（同規則第 526 条）
- 高所での作業を、出来るだけ減らしましょう。
- 服装、装備を整えましょう。（履物は滑り難いか　工具（ハサミ等）は落とす危険はないか　等）
  特に高所での作業ではヘルメットをかぶりましょう。必要に応じ安全帯（命綱）を使いましょう。
- 「脚立」「はしご」を使用する場合は以下に留意しましょう。
  - ・丈夫で、腐食や損傷、ゆるみ、ガタ付きがないものを使用する。（使用前に点検を行う）
  - ・脚立の脚と水平面との角度は 75 度以下とする。はしごは 75 度程度でかける。
  - ・折りたたみ式、伸縮式のものはロックをかける。はしごは幅 30ｃｍ以上のものを使う。
  - ・設置位置に注意する。（無理な姿勢にならないか　地盤は安全か　段の端に近くないか等）
  - ・脚立・はしごの転倒を防止するための対策を講じる。（下の絵を参照　はしごは上下を固定する）
  - ・両足に踏み面がある脚立は、天板には立たない。
  - ・作業箇所が移動するときは、こまめに設置場所を変える。（不安全な姿勢・作業を避ける）
- 低い場所でも油断しないで対策を講じましょう。「1 メートルは一命取る」と言われています。

【脚立の転倒防止対策の例】

補助足の取付け

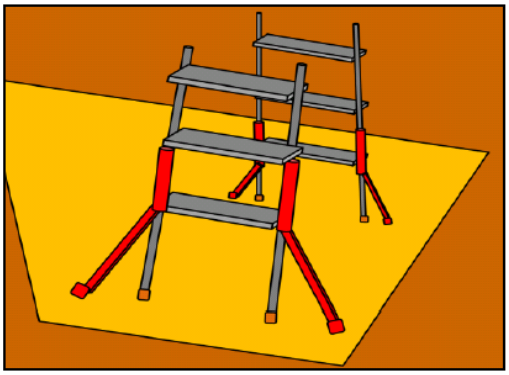

木の幹に固定

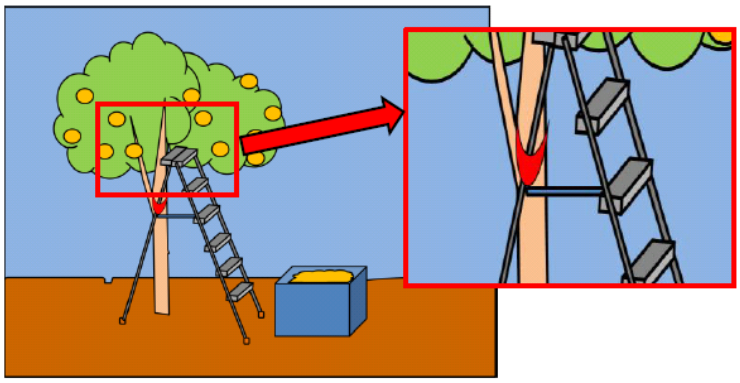

(2)　転倒災害の防止

転　倒　災　害　事　例　（平成２５年）		
年齢・性別	傷病名・休業見込	発　生　状　況
50 代・女性	足半月板損傷 2 か月	摘果中、坂で除草して置いていた草で滑って転倒した。
70 代・女性	肩腱板断裂 3 か月	斜面の畑を移動中、腐った果実を踏んで足を滑らせ転倒した。
70 代・男性	足挫創 20 日	両手でコンテナを運搬中に、落ちていたみかんで足を滑らせ転倒した。
50 代・女性	足骨折 3 か月	収穫作業中、段畑の段の端で足を滑らせて転倒した。

- 作業場所、通路は安全な状態で保持することが法で義務付けられています。（同規則第 540 条他）
- 腐った果実や除草した草などを取り除いて通路を確保、保持しましょう。
- 安全に配慮した履物を着用しましょう。特に滑りやすい時にはスパイクなどの滑り止めが付いた履物として下さい。
- 作業場所や通路付近の古井戸や溝などは蓋をしましょう。
- 障害物や段差は、除去する、出来るだけ平坦にならす等により危険を少なくしましょう。
- 除去等出来ない障害物や段差などは、危険箇所を指定し、柵の設置や注意表示を行いましょう。
- 傾斜がきつい斜面は、昇降しやすい通路等を設けましょう。

(3)　はさまれ・巻き込まれ災害の防止

- 機械を修理する際、機械を清掃する際は、機械の運転を停止してから行いましょう。
- 撰果作業等で、回転部分やベルト等にはさまれ・巻き込まれるおそれのある箇所には、手指が入らないようにカバーを設置しましょう。危険箇所には注意表示を行いましょう。

(4)　チェーンソー、刈払機による災害の防止

- 危険な機械です。チェーンソー特別教育、刈払機取扱作業者安全衛生教育を受講しましょう。
- 作業中は、刃への接触、飛来物からの保護のため、ヘルメット、保護メガネ、保護衣、安全靴などを着用しましょう。
- 移動の際は、必ず機械の運転を停止しましょう。また、刃にカバーを付けましょう。
- 安全作業のルール（作業方法、作業時間等）を厳守しましょう。

(5)　その他の災害の防止

- 腰痛を防止するため、重量物を無理な姿勢で取り扱わないようにしましょう。
  人力で持ち上げる重要の目安は、男性は体重の約４０％、女性は男性の６割と考えられています。
  法では、１８才以上の女性について、断続作業 30ｋｇ、継続作業 20ｋｇが上限です。
- 常時使用する労働者には、法定の項目について雇入れ時及び１年毎に１回定期に健康診断を実施することが義務付けられています。

5　労働災害が発生した時の報告

(1)　死亡事故、重体事故等　特に重大な事故が発生した時

以下の事故が発生した場合は、早急に事故調査を実施する必要があります。
至急　八幡浜労働基準監督署に連絡をお願いします。

監督署に至急連絡が必要な事故

- 労働者が死亡する災害（おそれがある場合を含む）
- 重体事故（被災者に重い障害が残る可能性がある場合）
- 重大災害（一度に３名以上が被災した事故）
- 中毒、爆発事故等（一酸化炭素中毒やタンクなどの爆発事故）

(2)　休業災害が発生した時

- 「労働者が業務中等に負傷し、又は中毒や疾病にかかったことにより、死亡もしくは休業した場合」事業者は所轄労働基準監督署長に『労働者死傷病報告』を提出することが義務付けられています。
（労働安全衛生規則第 97 条）
休業４日以上の労働災害の場合は、遅滞なく（概ね１週間から２週間以内程度）に『労働者死傷病報告』を八幡浜労働基準監督署に提出をお願いします。

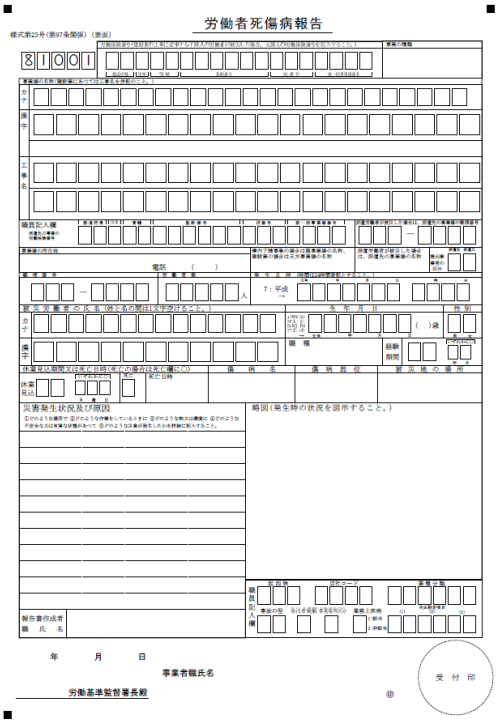
労働者死傷病報告

「労働者死傷病報告」は「労災保険関係書類」とは全く別のものです。
労災保険の加入の有無にかかわらず、労働災害であれば報告が必要です。
正社員以外の短期間のアルバイト、パート労働者であっても報告が必要ですので注意して下さい。

「連絡先及び報告先」は、「八幡浜労働基準監督署」です。最後のページの「お問い合わせ先」をご覧下さい。